

鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年11月20日
第 201400110974 号 鳥取県農林水産部長通知
最 終 改 正 令和4年6月20日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定するものをいう。）に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）に基づく、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）として、同表の第3欄に定める交付単価に基づいて算定した額とする。
- 3 補助事業を行う市町村は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第1欄の1及び2の事業と3の事業の間においては補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。ただし、国の補助金を財源として充当する場合は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「その変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日。ただし、国から県に対し当該補助金の全額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月20日とし、知事はその旨を市町村長へ通知するものとする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(事業遂行状況報告の時期等)

第9条 市町村長は、本補助金の交付決定があった年度の第2及び第3四半期の末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手届)

第10条 市町村長は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、理由を記載した交付決定前着手届を知事に提出すること。

(提出書類について)

第11条 規則、この要綱、国実施要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）の長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月10日から施行し、平成26年度事業から適用する。

2 鳥取県担い手への農地集積推進事業費補助金交付要綱（平成25年6月24日第

201300010293 号鳥取県農林水産部長通知) は平成26年11月19日をもって廃止する。
ただし、廃止前の鳥取県担い手への農地集積推進事業費補助金交付要綱によって平成25年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。

- 3 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年5月17日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年11月13日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年5月11日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 9 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 交付単価	4 重要な変更
1 地域集積協力金 交付事業	国実施要綱の別記3-1の第5に基づき 交付対象地域に交付する地域集積協力金	<p>1 一般地域（2の地域以外）</p> <p>(1) 機構の活用率が20%超40%以下：1. 0万円/10a</p> <p>(2) 機構の活用率が40%超70%以下：1. 6万円/10a</p> <p>(3) 機構の活用率が70%超80%以下：2. 2万円/10a</p> <p>(4) 機構の活用率が80%超：2. 8万円/10a</p> <p>2 中山間地域</p> <p>(1) 機構の活用率が4%超15%以下：1. 0万円/10a</p> <p>(2) 機構の活用率が15%超30%以下：1. 6万円/10a</p> <p>(3) 機構の活用率が30%超50%以下：2. 2万円/10a</p> <p>(4) 機構の活用率が50%超80%以下：2. 8万円/10a</p> <p>(5) 機構の活用率が80%超：3. 4万円</p> <p>ただし、機構を通じた農作業委託した農地面積の交付単価については、1および2の交付単価に0.5を乗じた額とする。</p>	<p>1 補助金の増額及び3割を超える減額</p> <p>2 補助事業の新設及び中止</p>
2 集約化奨励金交付事業	国実施要綱の別記3-1の第6に基づき 交付対象地域に交付する集約化奨励金	<p>1 地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加：1. 0万円/10a</p> <p>2 地域の団地面積の割合が20ポイント以上増加又は、既に団地面積の割合が30%以上の地域は、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上 ：3. 0万円/10a</p> <p>ただし、機構を通じた農作業受託の農地面積の交付単価については、1および2の単価に0.5を乗じた額とする。</p>	
3 経営転換協力金 交付事業	国実施要綱の別記3-1の第7に基づき 交付対象者に交付する経営転換協力金	<p>令和4年度及び5年度の交付額</p> <p>交付要件を満たす農地の合計面積×1.0万円/10a（上限25万円/戸）</p> <p>なお、令和4年度及び5年度は、国実施要綱の別記3-1の第5の地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象とする。</p>	
4 機構集積協力金 推進事業	1欄に掲げる1、2及び3の事業の実施 に関する経費のうち、国実施要綱別表2の 区分欄の6機構集積協力金交付事業費の推 進事業費に掲げる経費	知事が別に定める額	

様式第1号（第5条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県機構集積協力金交付事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

*承認された国実施要綱第6の3の（2）に定める市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A+B）	負 担 区 分		備 考
		補助金 （A）	その他 （B）	
1 地域集積協力金交付事業	円	円	円	
2 集約化奨励金交付事業				
3 経営転換協力金交付事業				
4 機構集積協力金推進事業				
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円	
2 集約化奨励金交付事業					
3 経営転換協力金交付事業					
4 機構集積協力金推進事業					
合 計					

6 添付書類

- (1) 市町村の機構集積協力金に関する規程又は要綱
- (2) 国実施要綱別紙様式第3号の事業完了報告書（実績報告の場合に限る。）
- (3) 交付対象農地の一覧

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱（平成26年11月20日付第201400110974号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農地集積・集約化等対策事業費実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

様

職 氏名

〇〇年度鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金第〇・四半期遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金について、鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第 〇・四半期現在）

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B) / (A)	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	

(注) 区分欄には、様式第1号の3の「経費の配分」に記載された事項ごとに記載すること。

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日